



IRCI

独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター
International Research Centre for Intangible Cultural Heritage
in the Asia-Pacific Region

概要
2016



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



Intangible
Cultural
Heritage



International Research Centre
for Intangible Cultural Heritage
in the Asia-Pacific Region

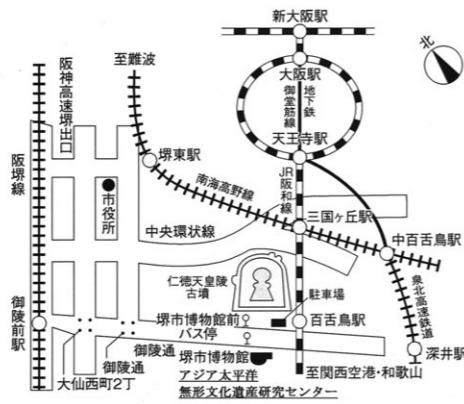
独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI)

〒590-0802

大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲2丁 堀市博物館内

電話 (072) 275-8050/FAX (072) 275-8151

<http://www.irci.jp>



目 次

IRCIとユネスコ

IRCIの概要	1
ユネスコカテゴリー2センターとは?	2
IRCIの運営	2
「無形文化遺産の保護に関する条約」について	3
無形文化遺産とは?	4
2016年度の戦略・プロジェクトについて	5
主なプロジェクト	
無形文化遺産保護に関する研究のマッピング(2013年度~2019年度)	6
無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究(2016年度~)	8
消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護	9
1. ベトナム・ドンホー版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究 (2013年度~2015年度)	9
2. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究 (2013年度~2015年度)	10
3. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション (2012年度~2014年度)	11
4. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究 (2013年度~2016年度)	13
資 料	
IRCI主催の国際会議・ワークショップ等	14
刊行物	16
ウェブサイトでの情報発信	17



ユネスコ(国連科学文化教育機関)のロゴマーク
このロゴマークはユネスコおよび特別に認められた機関のみ使用できます。

ユネスコ無形文化遺産のロゴマーク

IRCIのロゴマーク
「文化」は、各国の個性を彩る大切な遺産です。時代を越えて、目に見えない無形文化遺産を「伝承」していくには、「人」のつながりが必要不可欠となります。IRCIのロゴは、「文化」の「文」でその担い手の「人」を表し、「地域全体で人から人へ文化を伝承していく」ビジョンを掲げています。背景色はアジア太平洋地域をイメージし、グリーンは山、イエローは大地、ブルーは海を表しています。

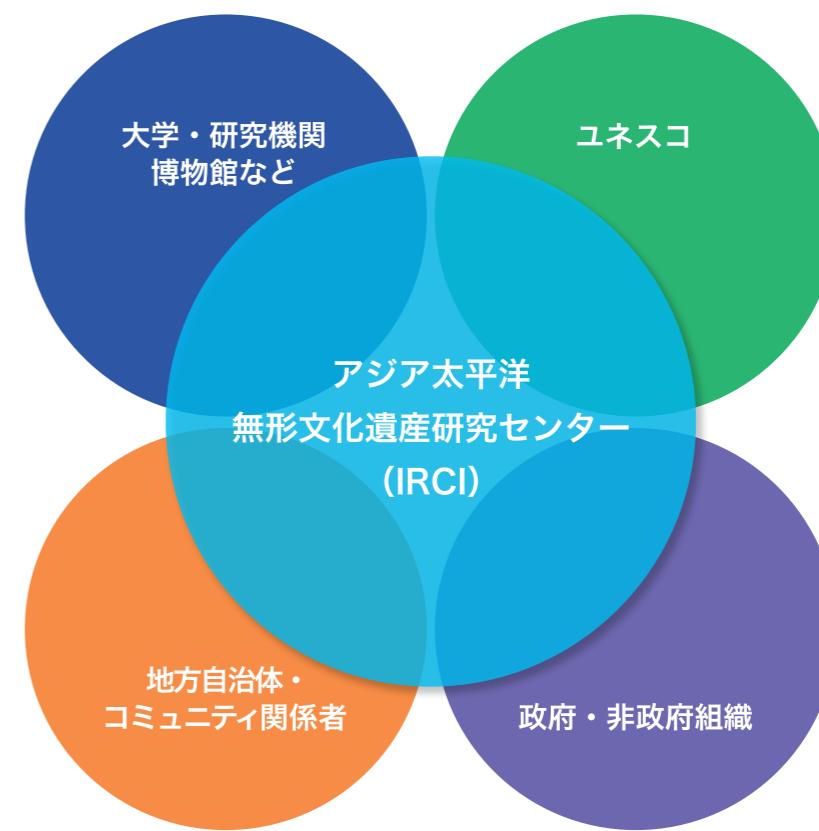
IRCIとユネスコ

IRCIの概要

アジア太平洋無形文化遺産研究センター (International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI)) は、国際連合科学文化教育機関 (ユネスコ) のカテゴリー2センターとして誕生した国立文化財機構の組織です。2009年の第35回ユネスコ総会にて、「ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際協力センターの設置」が承認されました。これを受け、翌年8月に日本政府とユネスコの間で協定が結ばれ、2011年10月に大阪府堺市博物館内に設置されました。

IRCIでは、主にユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形遺産条約)の方針に沿って、アジア太平洋地域の無形文化遺産保護に向けた調査研究を促進し、当該分野の研究の充実を使命とする国際拠点として活動しています。近年、世界各地では多くの無形文化遺産が危機に瀕しています。IRCIは、文化の多様性を確保し、次世代へ継承し、持続可能な社会の実現へ貢献していくため、ユネスコ、国内外の大学、研究機関、博物館、地方自治体、コミュニティ関係者、政府および非政府組織などと連携し、調査研究を推進することを通して、無形文化遺産保護の促進・活性化につとめています。

また、IRCIは海外での活動のみならず、堺市との連携をはじめ、国内での無形文化遺産に関する普及啓発活動や情報発信も行っています。



ユネスコカテゴリー2センターとは？

ユネスコと協力してプログラムを実行する機関です。日本を含め、世界では無形文化遺産保護に貢献するユネスコカテゴリー2センターが8機関あります。アジア太平洋地域では、IRCIの他に中国と韓国に設置されており、連携と協力を進めています。日本のIRCIが「調査研究」、韓国のアジア太平洋無形文化遺産国際情報ネットワークセンター(International Information and Networking Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (ICHCAP))が「情報ネットワーク」、中国のアジア太平洋無形文化遺産国際研修センター(International Training Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia and the Pacific Region (CRIHAP))が「人材育成」を担当し、ユネスコのプログラムに貢献しています。

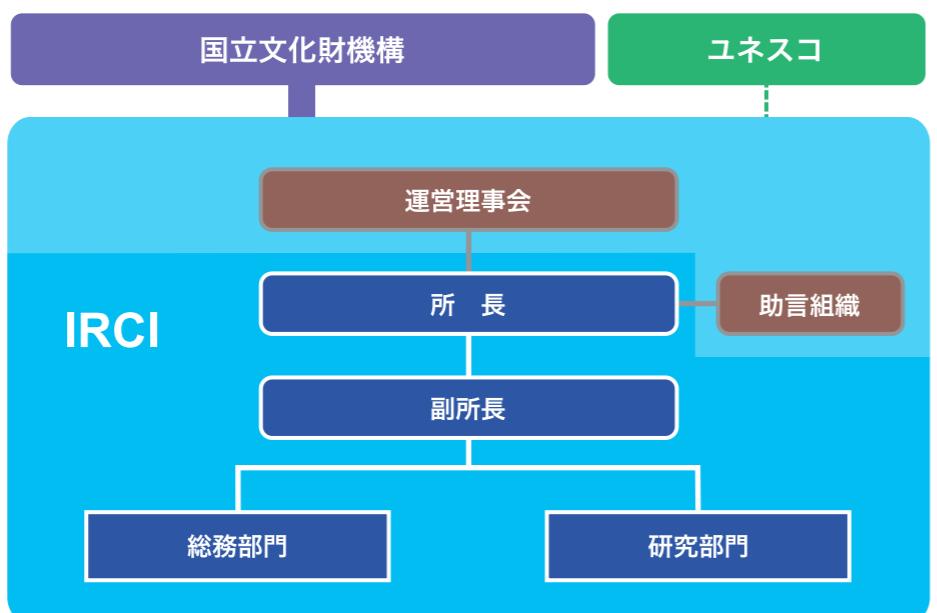


左から岩本涉 IRCI 所長、ロン・シュ CRIHAP 所長、
クウォン・ハ一 ICHCAP 所長

IRCIの運営

IRCIの活動は、運営理事会の承認のもと、運営されています。

運営理事会は、ユネスコ代表を含む10名の国内外の専門家及び専門機関の代表で構成され、中長期計画、事業計画及び事業報告等のIRCIの活動全体について審議、承認しています。また、これらの事業の計画に際し、助言組織のメンバーが専門的見地から具体的なアドバイスを行っています。



「無形文化遺産の保護に関する条約」について

国際連合の専門機関の1つである国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、教育、科学、文化、コミュニケーションの分野で国際的な協力活動を推進する目的で、1945年に設立されました。その活動のひとつとして国際条約の採択を行っていますが、文化に関しては、第17回総会(1972年)で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)から、第33回総会(2005年)で採択された「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」まで、7つの国際条約があります。その1つ「無形文化遺産の保護に関する条約」(無形遺産条約)は、有形の文化遺産を保護する世界遺産条約から約30年遅れて、2003年に採択された条約です。

無形遺産条約は、口頭伝承や民俗芸能などのフォークロアを保護する目的で、ユネスコが1950年代から行なってきた議論の成果です。この条約には4つの目的があります。①無形文化遺産を保護すること、②関係するコミュニティや集団、個人の権利をも保護すること、③無形文化遺産に対する理解を地域的、国内的、国際的に高めること、④国際的な協力・援助についての規定を設けることです。

これに関連して、無形文化遺産は次のように定義されています。

「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるもの」(第2条1)。

具体的には、①口承による伝統および表現、②芸能、③社会的慣習、儀式および祭礼行事、④自然および万物に関する知識および慣習、⑤伝統工芸技術がこれにあたります。条約を締結した国は、自国の無形文化遺産についての目録を作成することが義務付けられています(第12条)。

この条約に関する意思決定は、2つの場においてなされます。その1つは、隔年で開かれる締約国会議で、条約推進のための戦略的な方向付けを行います。もう1つは、締約国会議が選出したメンバー国による政府間委員会です。政府間委員会は24カ国から構成され、毎年1回の会合を開いて条約の具体的な実行に努めています。その中で最も重要な役目は、無形文化遺産の2つのリストの記載を審議することと、無形文化遺産保護の顕彰事例(「ベストプラクティス」)を決定することです。

無形遺産条約は、第16条と第17条で定められている2つのリストへの記載を求めており、それらは「緊急的保護の必要なある無形文化遺産一覧表」(危機リスト)と、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表リスト)です。無形遺産条約の代表リストは、無形文化遺産の価値に優劣はつけないという視点に立ちます。代表リストはあくまで、世界の多様な無形遺産を示すためのものであり、国際的な意識喚起を目指すものなのです。また、無形遺産条約では、代表リストより危機リストを重視して条約運営を進めており、この点で世界遺産条約との違いがあります。保護の対象はあくまで「人の営み」であり、無形文化遺産を継承するコミュニティを主体に保護していくことが明示されています(第15条)。

無形遺産条約の批准国の多くが、貧困や低い識字率、専門家の不足、若者の無関心や都市への人口流出、紛争や戦争などを抱えているのが現状です。そのため、法整備支援や人材育成、資金援助、持続可能な教育などが必要とされています。条約では、特に第17条で定められた危機リストに重きをおくため、適切な国際支援体制と保護方策が求められているといえます。

IRCIでは、ユネスコ、国内外の大学、研究機関、博物館、コミュニティ代表者、政府やNGOとともに研究に着手しています。2012年より伝統芸能や工芸技術を継承するコミュニティと政府関係者と話し合いを重ね、消滅の危機に瀕する(あるいは瀕する恐れのある)プロセスに焦点を当て、様々な手法で映像に記録することを試みる事例研究もその1つです。研究機関としてのIRCIはその研究成果をコミュニティに還元し、コミュニティにとって理想的な保護の実現に貢献していくことが最も重要であると考えます。先にも述べたように、この条約は、コミュニティつまり無形文化遺産を保持・継承する人々を重視していることによるものです。

無形文化遺産とは？

無形文化遺産 (intangible cultural heritage) は、生きている文化遺産です。時代によって変化しつつも、世代から世代へ受け継がれ、文化的アイデンティティや豊かさを与えるものです。「無形文化遺産保護条約」では、無形文化遺産について次のとおり例示されています。

口承による伝統および表現



イフガオ族の歌、ハドハド（フィリピン）
© 2008, by J. Unalvina/NCCA-ICH, with the permission of UNESCO



ヴェーダ詠唱の伝統（インド）
© Sangeet Natak Akademi, New Delhi, India, with the permission of UNESCO

芸能



カンボジア宮廷舞踊（カンボジア）
© International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI), 2013



カーチュの歌唱（ベトナム）
© 2006, Vietnamese Institute for Musicology, Ministry of Culture, Sports and Tourism of Vietnam, with the permission of UNESCO

社会的慣習、儀式および祭礼行事



ドゥラミツェ地方の太鼓と仮面舞踏（ブータン）
© 2007, by Institute of Language and Cultural Studies – Semtokha Bhutan, with the permission of UNESCO



宗廟での先祖のための儀礼および祭礼音楽（韓国）
© National Research Institute of Cultural Heritage, 2008, with the permission of UNESCO

自然および万物に関する知識および慣習



中国伝統医学の鍼灸術（中国）
© Institute of Acupuncture and Moxibustion, 2009, with the permission of UNESCO



綱引き（カンボジア・フィリピン・韓国・ベトナム）
© Vietnam Institute of Culture and Arts Studies, 2013, with the permission of UNESCO

伝統工芸技術



インドネシアのバティック（インドネシア）
© Batik Museum Institute, Pekalongan, 2008, with the permission of UNESCO

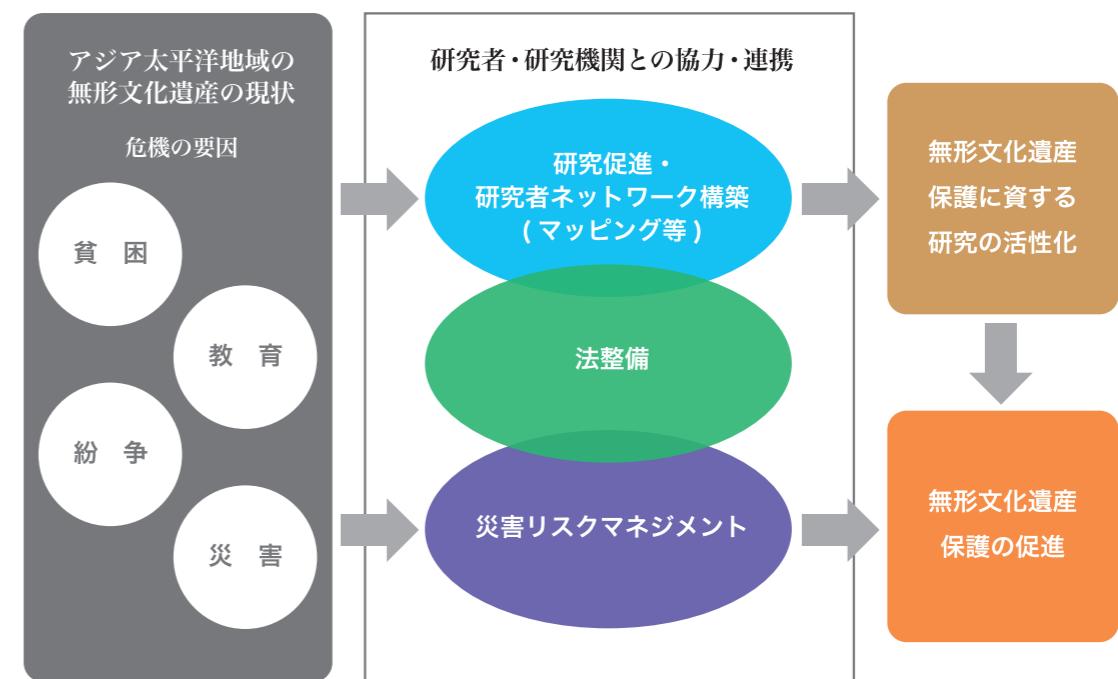


小千谷縮・越後上布（日本）
© 1998, by Association for the Conservation of Techniques for Echigo-jofu, Ojiya-Chijimi, with the permission of UNESCO

2016年度の戦略・プロジェクトについて

IRCIは、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を目指して、国内外のネットワークを駆使し、これまで様々な活動を行ってきました。2016年度においては、以下の3つのプロジェクトに取り組みます。

- ・無形文化遺産保護に関する研究のマッピング（2013年度～2019年度）
- ・無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究（2016年度～）
- ・大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究（2013年度～2016年度）



主なプロジェクト

無形文化遺産保護に関する研究のマッピング (2013年度～2019年度)

現在、アジア太平洋地域では無形文化遺産の保護に関する調査研究や専門家の情報が不足しているため、保護への課題を把握し、その方策に向けた具体的な研究を進めていく必要があります。IRCIは、アジア太平洋地域の無形文化遺産の保護の対象国、専門家、研究内容を調査し把握した上で、保護方策をテーマごとに分析・データベース化・情報公開を行うプロジェクトを実施しています。このプロジェクトの重要性は、ユネスコからも強く指摘されています。

無形文化遺産の保護の全体像を把握するためには、個々の専門家が連携し、情報を共有していく必要があります。そして情報を共有するためには、散在する情報を体系的に整理し、可視化しなくてはなりません。情報が共有されて初めて、優先すべき課題と解決に向けた道筋が明らかにされるからです。

こうした学術的な研究での取り組みを基礎にして、ユネスコや各国の専門家との連携によって無形文化遺産保護に向けた活動が可能となります。そこで、IRCIは、単なる無形文化遺産の調査研究だけでなく、世界各地の専門家同士とユネスコを結ぶ役割を果たしています。これまでに、アジア太平洋地域47カ国の中でも既存文献や研究機関・研究者の体系的な情報収集を行い、調査結果に基づいた国際会議をタイ・バンコク、マレーシア・クアラルンプール、キルギス・ビシュケクにて開催しました。また、IRCIは海外での活動のみならず、堺市との連携をはじめ、国内での無形文化遺産に関する普及啓発活動や情報発信も行っています。

国際専門家会合の実施

2016年度には、これまでの国際会議の成果を掘り下げる文献調査を実施し、その結果を検討するための国際会議を、国内外より研究者を招聘し、大阪府堺市で開催します。この会議では無形文化遺産研究の課題や方策についての議論を併せて行う予定です。

文献調査による情報収集

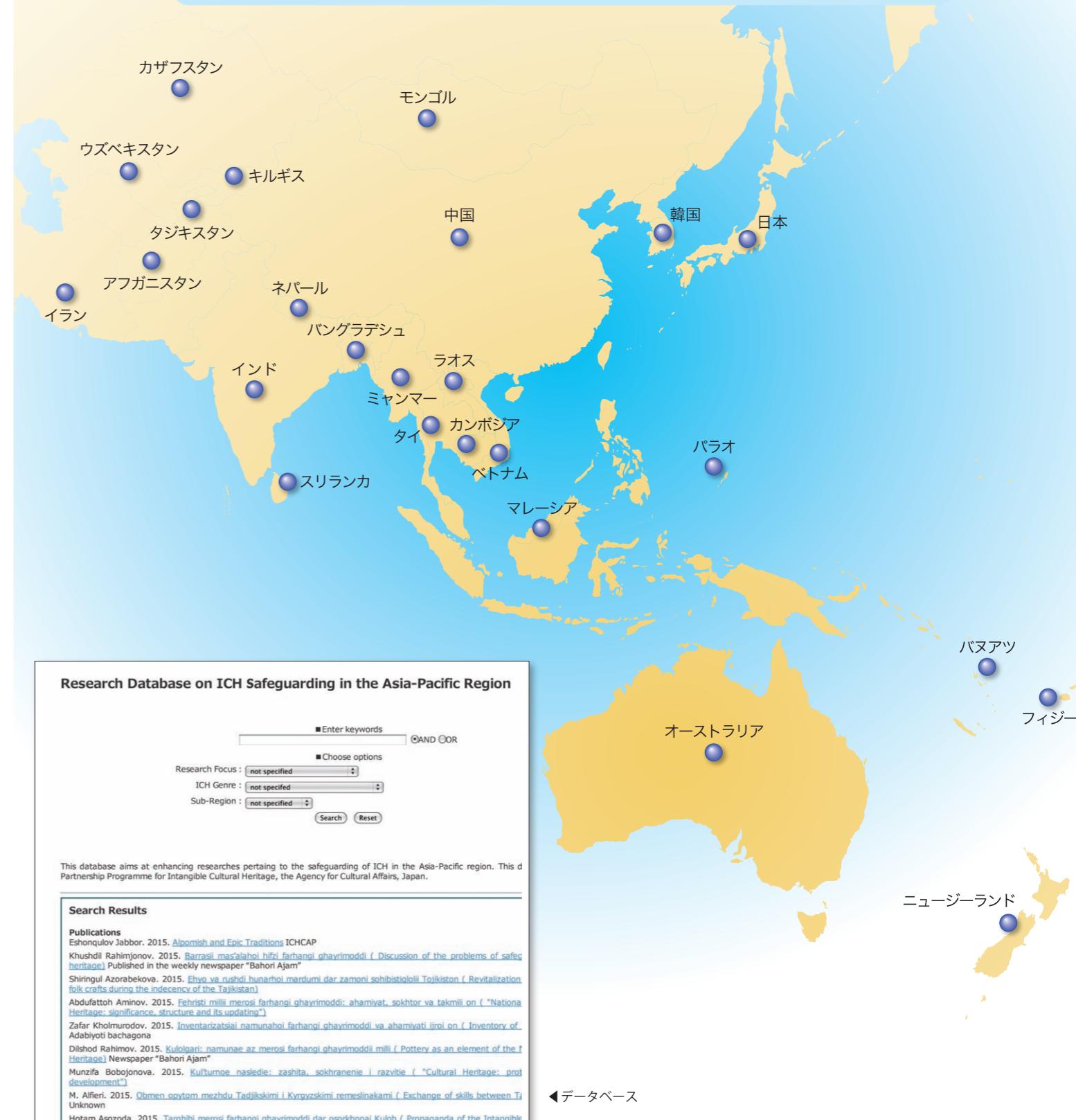
2015年度のキルギス・ビシュケクで実施した国際会議では、アジア太平洋地域の無形文化遺産に関する研究についての貴重な基礎情報が報告されたものの、いまだ地域内の多くの国々については未調査の状態です。そのため、情報が不足しているアジア太平洋地域の主要国を含めて、引き続き体系的な文献調査を実施します。

データベースの構築

2014年度よりアジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に係る専門家、関連機関および行政官の情報検索データベースの公開を開始しました。情報交換や調査研究活動促進の基盤となる環境を目指し、現在、約1,300件のデータを収録しています。

今後、専門家、アジア太平洋地域の国立文書館、図書館、その他関連する機関の協力を得た上で、文献調査で収集した情報を登録し、日本語、英語以外に9つの言語で文献に関する情報提供が可能となるようにする予定です。

これまでに調査した国：日本、韓国、中国、タイ、マレーシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジア、インド、ラオス、バングラデシュ、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン、カザフスタン、フィジー、オーストラリア、モンゴル、ネパール、スリランカ、イラン、アフガニスタン、パラオ、ニュージーランド、バヌアツ(25カ国)



無形文化遺産保護と災害リスクマネジメントに関する調査研究（2016年度～）

2015年にはバヌアツ、2016年にはフィジーをサイクロンが直撃するなど、アジア太平洋の国々は、地震、津波、サイクロン、洪水、火山噴火などの自然災害により、しばしば大きな被害を受けています。国連大学が開発した世界リスク指標（World Risk Index：自然災害に対する脆弱性や遭遇しやすさを数値化した指標）によれば、災害リスクの高い国々の多くがアジア太平洋に位置しており、無形文化遺産への影響が危惧されています。

このような状況下において、2015年の第3回国連防災会議で採択された新しい防災指針「仙台防災枠組 2015-2030」には文化遺産保護の重要性も盛り込まれ、国際的な関心が一層高まっています。しかし、無形の文化遺産についての実践的な防災や復興対策については、今後の課題となっています。

また東日本大震災では、復興の過程において、被害を受けた地域の祭りや儀礼の再興が人々の心の支えやコミュニティの復興に貢献した事例が報告されています。

IRCIでは、2016年度より、東京文化財研究所と協力し、バヌアツ、フィリピン、ベトナムなど、過去10年間に、自然災害により被害を受けたアジア太平洋地域の無形文化遺産の事例に関する基礎的調査を行っています。現地調査を含めた情報収集を行う過程で、災害による影響、災害支援、復興過程において無形文化遺産が果たした役割について把握する予定です。その調査結果を踏まえて、アジア太平洋地域の行政官、無形文化遺産保護や災害リスクマネジメントに関わる国際機関で活用しうる、効果的な保護の戦略を提案することを目指します。



2015年3月の巨大サイクロンにより甚大な被害を受けたバヌアツ
© 国立文化財機構



NCCA（フィリピン国家文化芸術委員会）無形文化遺産ユニットにおける議論の様子（2016年7月 マニラ）

消滅の危機に瀕する無形文化遺産の保護

IRCIでは、2012年度から消滅危機に瀕する無形文化遺産に焦点を当てたプロジェクトを実施しています。

1. ベトナム・ドンホー版画を事例とする無形文化遺産のための保護措置の研究

(2013年度～2015年度)

ベトナム北部に位置するバクニン省ドンホー村では、旧正月を華やかにする縁起物として木版画の制作が行われてきました。ドンホー木版画は、将来の幸福への祈願を込めて、吉兆を象徴するシンボルなどを題材とし、自然の材料が用いられています。

しかし、主にベトナム戦争の影響による木版画技術者の減少や、その後のドイモイ（刷新）政策が進めた市場経済の導入等による急速な都市化・工業化は、これまでの生活習慣を変容させ、ドンホー木版画の技術継承は危機的な状況に置かれています。このような背景のもと、ベトナム政府からIRCIに緊急の要請があり、木版画技術の保護に関する共同研究を実施しました。

初年度には、現地の研究機関であるベトナム文化芸術研究院と連携し、木版画技術の継承者に関する基礎的な調査を行い、危機的要因を分析した後、日本における保護の先駆的事例を取り入れるため、石川県金沢市の協力のもと、卯辰山工芸工房をはじめとする機関を訪問し、関係者とともに議論の場を持ちました。翌年度には、総括としてIRCIとベトナム文化芸術研究院の共催で、ドンホー村およびハノイにてワークショップを開催し、継承者、研究者、行政官が同じテーブルにつき、成果を取りまとめるために討論を行いました。また、日本人専門家を迎え、日本の無形文化遺産の保護・再生の活動事例をもとに、木版画の継承に関する提案をしました。この内容は、調査研究の成果として最終年度にまとめ、報告書（英語およびベトナム語）として出版しました。

このプロジェクトの最大の成果としては、ベトナム政府がドンホー木版画技術をユネスコの代表リストへ登録要請することに貢献できたことです。さらに、継承者主体の持続可能な保護を目指したコミュニティミュージアムの設立が企画され、現在ドンホー村で進められています。



コミュニティセンターの役割についての研究ワークショップ（2015年1月 ベトナム文化芸術研究院）



継承の課題について議論するドンホー木版画技術の継承者（2015年1月 ベトナム・バクニン省）



ドンホー木版画技術継承者の工房調査（同左）

2. スリランカ・紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸の研究

(2013年度～2015年度)

スリランカは、2009年の政府による内戦終結宣言まで、30年以上にわたり内戦状態にありました。戦災により著しく被害を蒙った北部州・東部州では、持続的な平和構築のために、コミュニティの貧困の解消と住民の持続可能な生活基盤の確保が緊急課題となっています。その一環として、IRCIは、生き残った女性たちにより継承され、生活の手段となっている無形文化遺産（織物、編み細工など工芸技術）の復興の重要性に注目し、スリランカ政府とともにその復興に向けた研究プロジェクトを実施しました。

初年度は、北部州と東部州の10地域にてワークショップと聞き取り調査を実施し、基礎的な継承者のデータと工芸技術の分野別データを把握しました。データの把握をする一方で、IRCIは、生き残った女性工芸家の代表や、スリランカ伝統工業・小企業開発省ナショナル・クラフト・カウンシルの関係者らと議論を重ね、復興に向けた提案書を作成しました。この中で強調されたのは、国際的な協力によって徹底的な特定の調査を急ぐことが大事であること、それによって生存する工芸家の詳細な把握や総合的なマッピングが可能となること、さらに生き残った女性工芸家の生活を支えるための製品、デザイン、ブランド開発や能力強化が地域安定の鍵となることなどです。こうした初年度の成果を報告書にまとめ、スリランカの国家遺産大臣、文化芸術大臣、産業・商業大臣など関係省の6名と面会し、直接手渡し、意見交換を行いました。この面会を通じて、提案書に対するスリランカ政府側のさらなる課題が共有され、解決に向けた具体的な議論を集約しました。

2014年度～2015年度の2年間にわたり、継承者、政府関係者、研究者を日本に招聘し、提案書を重点的に検討しました。このプロジェクトは、インドのNGOやユネスコニューデリー事務所と協力し、実施されました。スリランカに限らず、紛争や戦争を経験した国が、安定した平和な暮らしを築く過程では、そこで暮らす人々の持続可能な伝統文化の継承が大きな役割を果たします。今後は、スリランカの工芸の復興の事例研究をアフガニスタンやその他の復興の実践的研究につなげていきます。



ワークショップにて工芸技術の復興に向けた課題を報告する継承者（2015年12月 富山県富山市）



紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸ワークショップ（2015年12月 富山県富山市）



スリランカのダグラス伝統工業・小企業開発大臣と面会、今後のIRCIとの協力関係について議論（2014年9月 コロンボ）

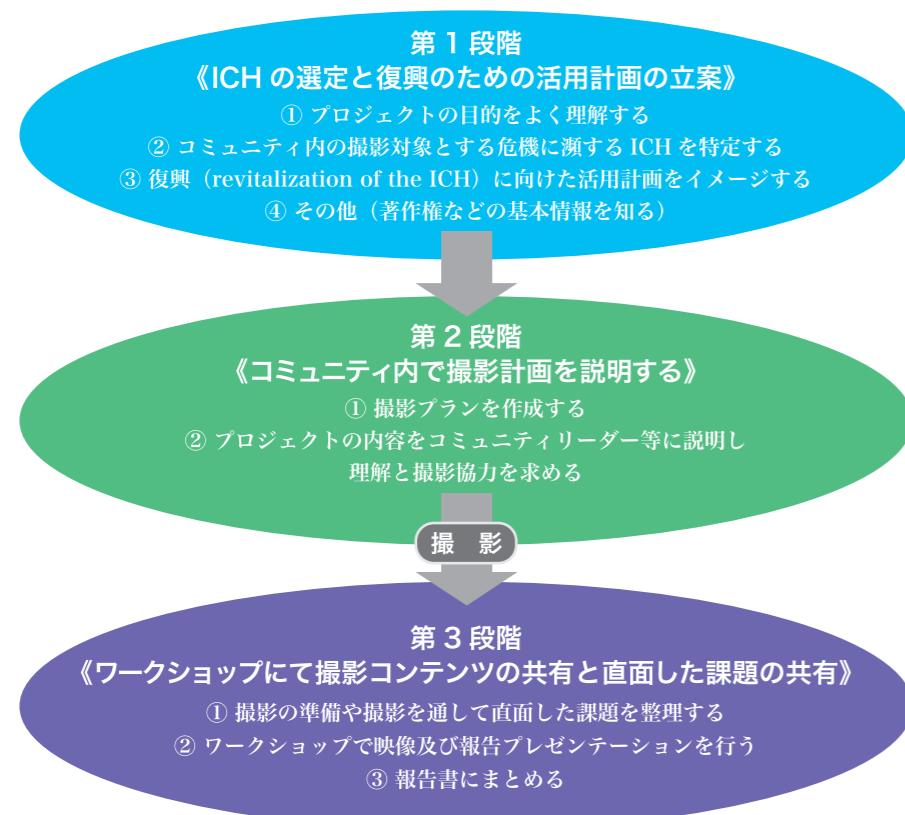
3. コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション

(2012年度～2014年度)

無形文化遺産を記録した映像や写真は、消滅の危機に直面する無形文化遺産を復興させるための貴重な資料となります。これまで研究者やメディア関係者等によってさまざまな映像記録は行われてきましたが、それらは記録をとる側の主体的な目的によって企画されており、継承するコミュニティのニーズに対応しているものはほとんどありません。「祭事のプロセスの一部が高齢者によってのみ行われており、記録にとりたい」、「若い人たちの考え方で儀式の省略化が進んでいるが、プロセスの意味を記録に残し正確に伝えたい」、「木版画技術にかかる染料製作が高齢者によって行われているため、その工程を映像記録に残し活用したい」…等々、IRCI設立当初からこうした声が寄せられてきました。「当事者である継承者が、危機に瀕する部分を認識し、特定する」、そこから「記録に主体的に関わる」、そして「記録の活用を念頭において撮影を企画する」という行為は、無形文化遺産の持続可能な継承において、大変重要な意味を持ちます。

しかし多くの継承者には、その方法が技術的にもプロセスとしても知られていません。コミュニティには様々な価値観を持った人々がいるため、そもそも記録を行うまでに多くの段階が必要となります。IRCIは、この課題を2012年の国際研究集会で取り上げました。集会では、その記録の撮り方や具体的なガイドラインを提案することが重要との意見がまとまり、「コミュニティの無形文化遺産の保護の手段のための記録のガイドライン」を作成しました。次のステップとして、このガイドラインがコミュニティやその他の関係者にとって、実用的であるかどうかを確認するために、5カ国（スリランカ、インド、中国、オーストラリア、オランダ）の6つのコミュニティから無形文化遺産の継承者を募り、消滅の危機に瀕した、あるいは将来瀕するであろうコミュニティの無形文化遺産を取り上げてもらい、継承するコミュニティの人たちが主体となり、失われる危険性がある部分（プロセスを含む）や、無形文化遺産の実践そのものを撮影し、また映像記録を活用するための最善のプランニングをコミュニティ内で議論してもらいました。最終的に、再び研究者とともにその映像記録と活用計画について議論を行い、その結果を2016年に事例研究としてまとめました。

この研究は、ライデン大学の映像人類学の専門家とIRCIの専門家が協力して実施し、のべ34人の継承者と研究者が参加しました。



コミュニティにおける映像記録の活用について議論する
(2013年2月 山形県鶴岡市)



「蠟燭能」のフィールド調査 (2013年2月 山形県、王祇会館)



無形文化遺産保護のためのコミュニティの若手映像記者のための
ワークショップ (2014年2月 東京国立博物館)

4. 大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究 (2013年度～2016年度)

無形文化遺産を保護するためには、それぞれの国で、それぞれの状況に合った法律を整備することが求められています。国で定めた法律があることで、その国にある無形文化遺産を把握し、目録を作成し、記録に残すことができ、適当な保護の方策をとることが可能となります。しかし、国内法が整備されていない国は多く、それらの国々では、まだ無形文化遺産が特定されていないために、持続可能な継承につながらず、また、長期にわたる内戦、政情不安、自然災害などの影響を受けると、復興の過程で多くの困難を伴うことになります。中には法案の起草を進めている国もありますが、こうした国々の多くが、無形文化遺産の法律を作った経験がなく、自国の行政官や専門家のみで作成するのは非常に困難なため、経験豊富な国外の専門家の助言や支援が強く求められています。

IRCIは、九州大学法学研究院の協力を得て、メコン川流域を中心とした国々を対象とした法制度研究プロジェクトを開始しました。このプロジェクトでは、現地調査や国際会議を重ねて、起草の過程で何が課題となっているかを分析し、最終的には無形文化遺産に関する法律が規制されていない国々にとって、法律を整備する際に役立つ内容を盛り込んだマニュアルを作成することを目的としています。

日本では、1950年に施行された文化財保護法によって国内の無形文化遺産の目録が作られ、調査や保護の政策が行われてきました。また、地方自治体には文化遺産を守るために条例がそれに存在します。こうした日本の事例はこれから法律を作ろうとしている国々にとって非常に参考となることから、2015年度の国際会議では、富山県と高岡市の協力を得て、日本の地方自治体の条約や継承の側からの活動事例の研究を実施しました。2016年度は、ベトナムで総括のワークショップを開催し、これまでの成果をまとめていく方針です。

このプロジェクトには、九州大学の他、2人の専門家がIRCIの研究チームに協力し、全体でのべ50名が参加しています。



伝統工芸の継承の取り組みについての調査
(2015年12月 株式会社 能作)



ワークショップ：富山県の無形文化財の保護システムについての発表と質疑応答
(2015年12月 富山県民会館)



ミャンマーの無形文化遺産に係る法整備の現状調査 (2015年8月)

資料

IRCI 主催の国際会議・ワークショップ等

プロジェクト・テーマ	年 度	月	国際会議名	共 催	協力機関・協力者
無形文化遺産保護に関する研究のマッピング	2016	11	国際専門家会合		
	2015	12	国際専門家会合 「アジア太平洋諸国における無形文化遺産保護のためのマッピング事業」	アイギネ文化研究センター（キルギス）	
	2015	1	国際専門家会合 「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護に関する研究のマッピング」	イスラム文化美術館（マレーシア）	
	2014	2	国際専門家会合 「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の実態や方法の調査研究」	ユネスコバンコク事務所（タイ）	
大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究	2016	12	第3回 IRCI 国際ワークショップ 「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スザン・マッキンタイアームウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ベトナム文化芸術研究院
	2015	12	第2回 IRCI 国際ワークショップ 「大メコン圏における無形文化遺産に関する法制度研究」		河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） スザン・マッキンタイアームウォイ氏（Extent Heritage 副所長、オーストラリア） ケイティ・オルーク氏（ケイティ・オルークコンサルティング、オーストラリア） ステーヴェン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授） 富山県、富山市、高岡市、京都市 株式会社 能作 有限会社 武蔵川工房
	2014	12	第1回 IRCI 国際ワークショップ 「東南アジア諸国における無形文化遺産に関する法制度研究」	九州大学大学院法学研究院	河野俊行氏（九州大学大学院法学研究院主幹教授） ステーヴェン・ヴァン・アーツル氏（九州大学大学院法学研究院准教授）
ベトナム・ドンホー版画を事例とする危機に瀕する無形文化遺産のための保護措置研究	2015	1	ベトナム・ドンホー版画を事例とした無形文化遺産の活性化における コミュニティセンターの役割についての研究ワークショップ	ベトナム文化芸術研究院	ベトナム政府 バクニン省文化スポーツ観光局 並木誠士氏（京都工芸織維大学教授）
紛争後の国家における危機に瀕する伝統的工芸の研究 (スリランカ)	2015	12	紛争後の国家における危機に瀕する伝統的手工芸ワークショップ		ユネスコニューデリー事務所 スリランカナショナルクラフトカウンシル（NCC） ヒマリ・ジナダサ氏（スリランカ輸出開発協議会所長） 石井聖己氏（富士通デザイン株式会社、SEIKI DESIGN STUDIO プロダクトデザイナー）
コミュニティによる保護活動のツールとしての無形文化遺産の ドキュメンテーション	2015	3	コミュニティ主導の保護活動のツールとしての無形文化遺産の ドキュメンテーションについての集中ワーキングセッション		黒川能保存会 メッチェ・ポストマ氏（ライデン大学、オランダ） ハリエット・デーコン氏（国立オーブンユニバーシティアフリカ研究学ファー ガソンセンター客員研究員、イギリス） 清水純氏（ニューヨーク大学フィルム・プロデューサー、アメリカ）
	2014	2	無形文化遺産保護のためのコミュニティの若手映像記録者のための ワークショップ		
	2013	2	無形文化遺産を継承するコミュニティのための記録製作ワークショップ		
	2012	3	コミュニティと無形文化遺産条約に関する研究者集会		
東ティモールの無形文化遺産関係の政府担当官のための研修	2013	10	日本における東ティモールの無形文化遺産専門家向け研修ツアー	ユネスコジャカルタ事務所 (インドネシア)	文化庁、国立文化財機構（東京国立博物館・東京文化財研究所）、秋田県男鹿市、 茨城県結城市
2003年条約に関する研究	2013	1	無形文化遺産に関する研究集会—ユネスコ無形文化遺産条約の2つのリスト		フランス世界文化館
	2012	6	第1回無形文化遺産研究専門家会合—2003年条約の履行に向けて	フランス世界文化館	
無形文化遺産、殊に危機に瀕した無形文化遺産の現状	2012	8	アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー	シリントーン大学人類学センター (タイ)	
堺市との連携事業	2016	11	無形文化遺産国際シンポジウム「技と心を受け継ぐ」	文化庁、堺市	
	2013	8	無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場
	2013	2	無形文化遺産シンポジウム 「アジア太平洋地域における無形文化遺産の現状と課題」	堺市	国立民族学博物館
	2011	10	開設記念シンポジウム「危機に瀕する無形文化遺産の復興と継承を考える」	文化庁、堺市	日本芸術文化振興会国立文楽劇場



ベトナム・ドンホー版画を事例とした無形文化遺産の活性化における
コミュニティセンターの役割についての研究ワークショップ
(2015年1月 ベトナム・バクニン省)



国際専門家会合「アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護の実態
や方法の調査研究」(2014年2月 タイ・バンコク)



無形文化遺産保護条約採択10周年記念シンポジウム
(2013年8月 大阪府堺市)

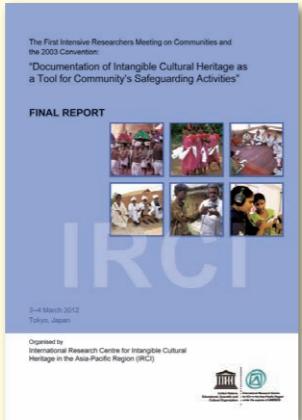


アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー
(2012年8月 タイ・ラムプーン県)

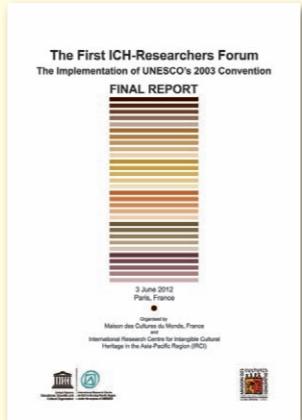
刊行物



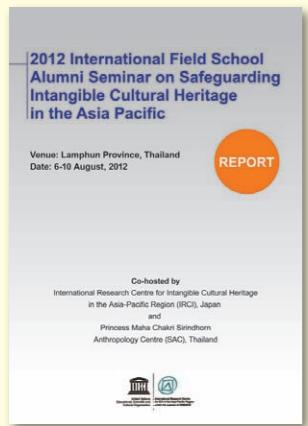
2011年無形文化遺産に関する研修 (2011年刊行)



コミュニティと無形文化遺産条約に関する研究者集会 (2012年7月刊行)



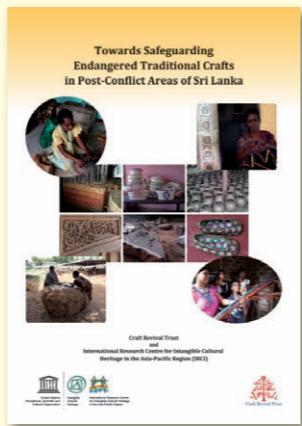
第1回無形文化遺産研究専門家会合——2003年条約の履行に向けて (2012年9月刊行)
ISBN 978-4-9906647-0-1



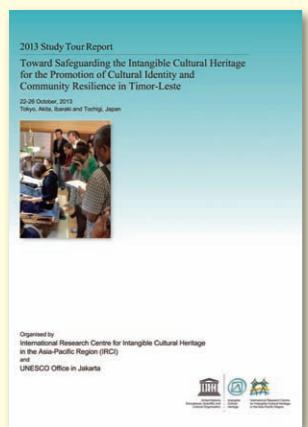
アジア太平洋地域文化財保護フィールドスクール修了生セミナー (2013年2月刊行)



無形文化遺産に関する研究集会——ユネスコ無形文化遺産条約の2つのリスト (2013年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-1-8



スリランカの内戦後地域における消滅の危機に瀕した伝統工芸の保護プロジェクト (2014年9月刊行)
ISBN 978-4-9906647-4-9



日本における東ティモールの無形文化遺産専門家向け研修ツアー (2015年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-5-6



スリランカの内戦後地域における消滅の危機に瀕した伝統工芸の保護プロジェクト (2016年2月刊行)
ISBN 978-4-9906647-7-0



コミュニティ主導の保護活動のツールとしての無形文化遺産のドキュメンテーション (2016年3月刊行)
ISBN 978-4-9906647-8-7

ウェブサイトでの情報発信 (<http://www.irci.jp>)

IRCIでは、ウェブサイト上で11言語（日本語、英語、ウルドゥー語、クメール語、シンハラ語、タイ語、タミル語、ヒンディー語、ベトナム語、ミャンマー語、ラオ語）を通じ情報提供を行い、活動成果をできるだけ多くの関係諸国に公開しています。



ウルドゥー語



クメール語



シンハラ語



タイ語



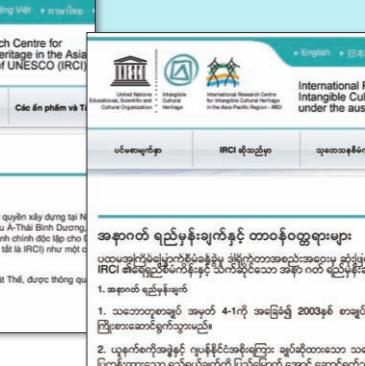
タミル語



ヒンディー語



ベトナム語



ミャンマー語
ラオ語

**独立行政法人 国立文化財機構
アジア太平洋無形文化遺産研究センター
概要 2016**

2016年9月発行

編集・発行：独立行政法人 国立文化財機構

アジア太平洋無形文化遺産研究センター

〒590-0802 大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲2丁 堺市博物館内

電話 (072) 275-8050 / FAX (072) 275-8151

© 2016 International Research Centre for Intangible Cultural Heritage in the Asia-Pacific Region (IRCI)
画像等の無断転載を禁じます。All Rights Reserved